

◆ 一部手続きにおいて、

「個人番号」を利用する方は、「個人番号」のご記入に際し、以下の留意事項をご確認ください。

(注)個人番号が記入された申請書を、事業主経由で提出する場合、書類を封函のうえ、事業所担当者へお渡しください。

1. 「個人番号」のご記入が必須となっている申請について

- ① 被保険者資格取得される（された）方は、個人番号、および本人（身元）確認書類については、事業主へご確認ください。
- ② 被扶養者認定申請される方の被扶養者の個人番号、および本人（身元）の確認は、申請者である被保険者が行うこととされているため、ジェイティ健保が確認するために必要な書類は不要です。

* 出生した直後で個人番号が未発行等により、個人番号を記入できないときには、その旨を被扶養者認定申請書の「扶養開始または終了の理由」欄にご記入ください。
個人番号は後日情報提供していただくこととなります。
- ③ 個人番号の12ケタを再確認してください。

2. 「個人番号」のご記入が「保険証の記号・番号」、または「個人番号」のいずれかを選択できる申請について

☆「保険証の記号・番号」を選択した場合には、個人番号および本人(被保険者)確認する書類写しは不要となります! (= 以下の手続きは一切不要です。)

今までと同様の手続きが可能です。

申請書の記載項目「個人番号」欄に個人番号をご記入する方は、以下にご留意ください。

- ① 記載項目「保険証の記号・番号」欄はご記入不要です。
- ② 個人番号の12ケタを再確認してください。
- ③ 個人番号および本人(被保険者)確認をするための書類写しが必要になります。

申請書に、以下の書類写しを添付してください。

個人番号確認	本人確認
① 個人番号カード写	① 個人番号カード写
② 通知カード写	② 運転免許証写、運転経歴証明書、パスポート写、身体障害者手帳写、在留カード写、特別永住者証明書等
③ 個人番号が記載された住民票写、住民票記載事項証明書	③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

- ④ 給付関係の書類に関しては、個人番号が記入された申請書を事業主経由で提出する場合、委任状などの代理権を確認できる書類(各種申請書内に委任欄有)、および代理人の身元確認書類(写し)の添付が必要になります。

各種届出・申請の都度、各種添付が必要です。

なお、代理人の身元確認書類（写し）は、事業主（代理人）が用意し、ジェイティ健保へ提出します。

～ 本件に関する問い合わせ先 ～
ジェイティ健康保険組合
適用・給付担当
TEL 03-5572-4932